

第4期函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）（案）に対するパブリックコメント
 手続の実施結果について

案 件 名	第4期函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）（案）
募 集 期 間	平成27年2月2日～3月3日
担 当 課	函館市保健福祉部障がい保健福祉課
意見提出者数	1 団体

○ 第4期函館市障がい福祉計画（平成27～29年度）（案）に対する意見の概要と
 市の考え方

※ 「意見の概要」については、原文を要約および分割して載せています。

No.	意見の概要	市の考え方
1	<p>第2 障がいのある人およびサービス提供体制の現状とニーズ等（1件）</p> <p>3 福祉に関するアンケート調査の概要（P10～16）</p> <p>○ 少なくとも現在の手帳所持者や、各種サービスの利用者全てを対象としたアンケート調査等でニーズの把握に努めてほしい。</p>	<p>○ アンケート調査につきましては、全体的な傾向を把握するために実施したもので、統計学的にも結果が十分に有効と考えられる人数を抽出しました。</p> <p>個々のニーズの把握につきましては、窓口等での相談の際にお伺いし、サービスの提供に反映させてまいりたいと考えております。</p>
2	<p>第5 第4期計画における重点的な取り組み（3件）</p> <p>1 相談支援体制の充実と強化（P20）</p> <p>○ 途中で障害を負った方に、同障者団体や支援制度などをお知らせすることで、その方が障害を受容していけるような「流れ」を作ってください。</p>	<p>○ 市の窓口では、各種のサービスやその利用にあたっての問い合わせ先、関係団体等を記載した「障がい福祉のしおり」を希望者に配布するなど、障がいのある方が安心して暮らしていけるよう、各種制度などについてのご相談に対応しております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
3	<p>3 地域社会の支え合い (P20)</p> <p>○ 聞こえない、聞こえにくい方は障害の軽重にかかわらず、音声言語でのコミュニケーション上の困難を抱えて生活しています。この機能障害ゆえに、周囲から孤立しがちです。高齢になってから聴力悪化した場合等、地域の集まりに加われず人付き合いが希薄になっていくことは、認知症のきっかけにもなり得ると思います。</p> <p>そういった方々に対し、地域の人達が気軽に筆談の配慮や手話で応じることができるよう、周知啓発に向けた取り組みを希望します。</p>	<p>○ ノーマライゼーションの理念に基づく地域社会における支え合いにつきましては、「ノーマライゼーション推進事業」の中で、ノーマリー教室などの取り組みをしておりますが、今後、事業の充実を図るとともに、周知啓発を強化し、障がいの有無に関わらず安心して暮らせるまちをめざします。</p> <p>いただいたご意見につきましては、来年度に策定する第2次函館市障がい者基本計画に反映させてまいりたいと考えております。</p>
4	<p>6 権利擁護の推進 (P21)</p> <p>○ 「合理的配慮」の理念について、市民、関係機関への周知啓発を行ってください。</p>	<p>○ 障害者差別解消法の制定に伴い、国では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本指針を示したところであり、今後、事業者が適切に対応するために必要な対応指針を作成することとなっておりますことから、市としても、これらに基づいた周知啓発を図ります。</p> <p>いただいたご意見につきましては、来年度に策定する第2次函館市障がい者基本計画に反映させてまいりたいと考えております。</p>
5	<p>第7 障がい福祉サービス等のサービス量見込み (1件)</p> <p>4 地域生活支援事業 (P45~63)</p> <p>○ 総合支援法施行後、平成25年3月27日付けで厚労省から通知されている「市町村意思疎通支援事業実施要綱」(モデル要綱)を参考にし、より幅広い範囲の方が、幅広い用途で通訳の制度を利用できるようにしてください。障害等級未満の中等度難聴者でも、通常会話に困難を生じる場面があります。</p>	<p>○ 現在、市では、聴覚または音声・言語機能の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障害者等を対象とした意思疎通支援に係る事業を実施しておりますので、今後におきましても、利用者の状況に応じたサービスが提供できるよう努めてまいりたいと考えております。</p>

No.	意見の概要	市の考え方
6	<p>その他のご意見（1件）</p> <p>○ 障害者総合支援法は、機能障害のみでなく、生活のしづらさについての支援に着目した内容になっていると理解しています。障害等級未満の中等度難聴では通常会話の聞き間違い、聞き取り困難を自覚することが多く、補聴器の装用効果が良く得られます。これらの方々が経済的な事情から、補聴器購入を断念してしまい仕事や学業のうえでの影響が出ないように、必要とする方に助成いただけるような体制にしてほしい。</p> <p>特に難聴児については、聞こえの困難さが学力や人間関係の構築にも大きく影響すると思われまます。早期装用で対応できるようにしてほしい。国内ではすでに多くの自治体（府県・市町村単位）が独自に実施しています。</p>	<p>○ 聴覚に障がいのある方に対する補聴器購入に対する補装具費の支給は、身体障害者手帳の交付を受けていることが条件となることから、障害等級未満の方への助成につきましては、今後の国や北海道の動向を見ながら、判断してまいりたいと考えております。</p>

意見等を考慮した結果の修正案	意見による修正はありません。
結果の配布場所	保健福祉部障がい保健福祉課（市役所本庁舎1階）
お問い合わせ先	保健福祉部障がい保健福祉課 TEL：0138-21-3254 FAX：0138-27-2770 E-Mail：fukushi-keikaku@city.hakodate.hokkaido.jp